

# 社会福祉法人萩の里 個人情報保護規程

令和4年4月1日 一部改正

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人萩の里（以下、「法人」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いについての基本的事項を定め、個人の権利利益の保護及び人格の尊重を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

#### (2) 要配慮個人情報

本人の人種、信条又は社会的身分、病歴、犯罪の経歴又は犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして「**個人情報の保護に関する法律**」（以下、「**法**」という。）に定める記述等が含まれるものをいう。

#### (3) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索できる状態においているものをいう。

#### (4) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

#### (5) 保有個人データ

法人が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は1年以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

#### (6) 本人

個人情報から識別される特定の個人をいう。

## (7) 役職員

法人の組織内にあって、直接又は間接に指揮監督を受けて法人の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員のみならず、当法人との雇用関係にない者（役員、評議員、派遣社員等）を含む。

## (法人の責務)

第3条 法人は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

## 第2章 個人情報の取得・保有等

### (利用目的の特定)

第4条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下、「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
- 3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

### (利用目的による制限)

第5条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 法人は、合併その他の事由により他の法人等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な生活の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 法人は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

(適正な取得)

第6条 法人は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得しないものとする。

2 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のため必要がある場合であって、本人の同意が困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な生活の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) その他、前各号に掲げる場合に準ずるものとして法令で定めている場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書及びその他の書面（電磁的書面を含む。以下同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。

3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

### 第3章 個人情報の適正管理

(個人データの適正管理)

- 第8条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するように努めるものとする。
- 2 法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 法人は、当該個人データの安全管理が図られるよう、個人データを取り扱う役員に対する必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 4 法人は、個人情報の取扱いの全部又は一部を法人以外の者に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

### 第4章 個人データの第三者提供

(第三者提供の制限)

- 第9条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。
- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な生活の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 3 法人は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理に

ついて責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

## 第5章 保有個人データの開示等の請求

(保有個人データの開示等)

第10条 本人からの、当該本人が識別される保有個人データ開示の請求の方法は、①書面の交付による方法(参考様式「保有個人データ開示等請求書」、②電磁的記録の提供による方法とする。

2 法人は、前項の規定による請求を受けたときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、「保有個人データ開示等決定通知書」により行うものとする。ただし、開示の請求をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

3 保有個人データの不開示の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、書面により遅滞なくその旨を通知するものとする。

4 法人は、第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができるものとし、その額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めるものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第11条 法人は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加、削除又は利用停止(以下、「訂正等」という。)に係る請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 法人は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知するものとする。この場合、法人は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

## 第6章 組織及び体例

(個人情報保護管理者)

第12条 法人は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、法人における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は理事長とする。

3 理事長は、本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、役職員に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。

4 理事長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

5 理事長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を、各事業を分掌する管理者に委任することができる。

(情報漏えい事案等への対応)

第13条 個人データの漏えい等の事案（以下、「漏えい事案等」という。）が発覚又はその可能性が高いと判断される場合の対応手続き等は、法に基づき適切に対処するものとする。

(苦情対応)

第14条 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、別に定める「苦情対応規程」に基づき適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(役職員等の義務)

第15条 法人の役職員は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。また、ボランティア、実習生等、法人に所属しないスタッフに対しても本規程の趣旨を踏まえた適切な取扱いを求めるものとする。

2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した役職員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

4 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

## 第7章 雑則

(改廃)

第16条 法人は、個人情報을適切に保護するために必要に応じて本規程を見直すものとする。

(その他)

第17条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成18年9月1日から施行する。
2. この規程の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。